

ストップ!

1年単位の 変形労働時間制



一人ひとりが大切にされる教育を

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための法案が、国会に提出されようとしています。この制度の導入は、長時間過密労働の解消につながらないどころか、今よりもっと深刻な事態をひき起こすものです。

「1年単位の 変形労働時間制」とは?

授業のある期間を「繁忙期」として所定の勤務時間を延長し、「閑散期」とされる長期休業中の勤務時間を短縮することによって、年間で平均した週当たりの労働時間が週40時間を超えないようにする制度です。政府は、地方自治体の条例等によって導入しようとしています。

※労働基準法は、労使の協定によってのみ導入できるとしています。

時間外勤務が 隠されるだけでなく……

小学校教員に変形労働時間制が導入されると……

(2016年文科省勤務実態調査における小学校教員の平均的な勤務実態にあてはめたもの)



時間外勤務をしている分の一部が所定の勤務時間に代わり、時間外勤務が減ったようにも見えます。

しかし、丸つけや翌日の授業の準備にとりかかれる時間が今より遅くなり、退勤時刻がもっと遅くなってしまわないでしょうか。

実効ある対策は、これ!

- 「学活」「総合」等も含めた授業持ちコマ数の上限(小学校20コマ、中学校18コマ、高校15コマ)を設定し、それを可能にする教職員定数の抜本的改善を
- 小学校から高校までのすべての学年で少人数学級の実現を
- 「全国学テ」をはじめ、子どもを苦しめ、教職員を追い立てる「競争と管理」の教育政策の抜本的転換を
- 「時間外勤務は命じられない」とする原則を堅持した上で時間外勤務手当を支給するなど、「給特法」の改正を

毎日ゆとりをもって笑顔で子どもの前に立てるように
やっぱり「せんせいふやそう」

導入されている職場のほうが 勤務時間が長い

所定の勤務時間と残業時間の比較 (月平均)

	所定の勤務時間	残業時間	合計
通常の勤務時間制度	180.9時間	23.2時間	204.1時間
変形労働時間制	195.9時間	27.0時間	222.9時間

労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書「仕事特性・個人特性と労働時間」より

国立の大学附属校などでこの制度が導入されている例もありますが、長時間勤務の解消につながらず「うまくいっていない」という声が上がっています。

上のように、変形労働時間制の職場のほうが勤務時間も残業時間も長いという報告もあります。

長時間過密労働の解消は、教職員定数の大幅増で!
「1年単位の変形労働時間制」導入反対の署名にご協力ください

公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を 導入しないよう求める請願

請願趣旨

政府は、「学校における働き方改革」として公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入しようとしています。

「1年単位の变形労働時間制」とは、1年間を「繁忙期」と「閑散期」とに分け、「繁忙期」の勤務時間を延長し、「閑散期」の勤務時間を短縮することによって、年間で平均した週当たりの労働時間が40時間を超えないようにする制度です。しかし、1日平均11時間17分の勤務を行っている学校の現状（厚生労働省「2018年度過労死等防止対策白書」より）を考えれば、時間外勤務の実態を覆い隠すだけで、長時間過密労働の解消にはつながりません。

とりわけ、授業のある期間が「繁忙期」とされ、所定の勤務時間が1時間～2時間延長されることは重大です。「8時間労働」の原則がこわされ、長時間の勤務が強制されることは、教職員のいのちと健康にかかわる問題です。同時に、ゆとりをもって子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うことがいっそう困難となり、ゆきとどいた教育をすすめることが難しくなってしまいます。

さらに、終業時刻が遅くなることで、授業準備などの業務が遅い時間帯にまわされ、退勤が今よりも遅くなってしまふことが懸念されています。育児や介護等、さまざまな事情をかかえながら勤務する教職員から「こんな制度が導入されたら、働き続けることができないかもしれない」という声が上がっていますが、教職員の誰もが同様の不安をかかえています。

労働基準法は「1年単位の变形労働時間制」導入の条件の一つに労使協定の締結を規定しています。ところが、政府は、これほど問題のある制度を、労使の協定ではなく、地方自治体の条例等によって実施させようとしています。これは、労働者保護の観点からあってはならないことです。

教職員の長時間過密労働を解消するためには、少人数学級の実現や教職員定数の抜本的改善によって人を増やし、一人あたりの業務量を縮減することが不可欠です。教職員のいのちと健康を守り、ゆきとどいた教育をすすめる立場から、下記のことを請願します。

請願項目

1. 公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入しないこと

氏名	住所（〇〇県△△市□□町〇〇-〇〇 番地までお書き下さい）

※記載された氏名・住所は、この署名以外には使用しません。

全日本教職員組合・教組共闘連絡会

連絡先
TEL : 03-5211-0123 FAX : 03-5211-0124
E-mail : zenkyo@educas.jp

取り扱
い